

保険医療機関である

初再診料の医療情報取得加算 . オンライン資格確認を行う体制を有している。

受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う

初診料の医療DX推進体制整備加算

ア. 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している。

イ. マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる。

初診料の機能強化加算【経無】

ア. 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともに、診療録に記載する

イ. 専門医師又は専門医療機関への紹介を行う

ウ. 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。
エ. 保健・福祉サービスに係る相談に応じる。

オ. 診療時間外を含む緊急時の対応方法情報通信機器を用いた診療を行う

情報通信機器を用いた診療【経無】

初診のオンライン診療で向精

神薬の処方を行わない

再診料の明細書発行体制等加算

無償で明細書を交付する体制がある

- ・健康相談及び予防接種に係る相談を実施している1.通院患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能である
- ウ.患者の状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能である

往診料の介護保険施設等連携往診加算

- ア.介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等で療養を行う患者の病状の急変等に対応する

処方料の外来後発医薬品使用体制加算1～3

ア・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる

イ.医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されている

ウ.医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明する旨。

処方箋料の一般名処方加算1・2

医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明する

通院・在宅精神療法の「早期診療体制 充実加算」【経無】

ア．患者ごとの相談内容に応じたケースマネジメントを行っている

イ．障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っている

ウ．介護保険に係る相談を行っている

オ．市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行っている

カ．身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行っている

キ健康相談、予防接種に係る相談を行っている

ク．可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を控えている